

令和2年6月24日

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための佐賀大学の活動制限指針について

1 令和2年7月1日以降の本学活動制限指針について

県境をまたぐ移動制限の緩和を踏まえ、令和2年7月1日より、本学の活動制限指針をレベル「1」を基本として、下記のとおり対応します。

なお、各活動の詳細については、HP、メール等で周知を行いますので、必ず確認してください。

2 各活動について

【研究活動】

感染防止のため「3密」を避け、研究活動を行うことができます。濃厚接触の回避を徹底し、現場での滞在時間もなるべく減らすようにしてください。

【学内会議】

感染防止のため「3密」を避け、対面会議を行います。オンラインでの参加を推奨します。また、可能なものはメール会議又はオンライン会議とします。

【授業（講義・演習・実習）】

前学期については、対面による講義・演習・実習・実験の原則停止を維持し、遠隔授業を継続します。ただし、6月1日以降、対面授業の実施（教室での定期試験の実施を含む）を許可された科目のみ、感染拡大防止策（研究指導を実施する場合は、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」も参照）を徹底した上で実施します。

【学生の課外活動】

感染防止のため「3密」を避け、感染防止策を徹底することを条件として、課外活動を許可します。

※詳細はこちらをご確認ください。

（新入生・在学生向け）新型コロナウイルス感染症対策について

⇒ 学生生活・サークル活動等について

<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/covid-19-tostudents.html>

【学生の入構】

対面による実施を許可された授業科目等の受講，課外活動以外での入構を控えてください。

ただし，入構に当たっては，以下の①及び②に該当する学生は入構できません。

この場合，授業等については，出席停止扱い（遠隔授業の受講は可）となりますが，学生の不利益にならないように配慮します。

① 体調不良者

かぜ症状（せき・たん・のどの痛み・だるさ），発熱（目安として 37.5℃以上），味覚・嗅覚異常がある場合

② 海外から入国して2週間が経過していない者

【教職員】

感染拡大防止に留意し，原則，通常通りの勤務とします。ただし，可能な範囲での在宅勤務及び公共交通機関利用者の時差出勤を実施します。

3 その他

- ・上記の活動にあたっては，3密回避（換気の徹底，密集・密接を避ける），こまめな手洗い，咳エチケット等，感染予防に努めてください。
- ・通勤，通学の移動にかかる時間は可能な限り最短としてください。
- ・この指針は，感染の状況により見直します。

佐賀大学の学生・教職員としての良識ある行動が，皆さんや，皆さんの大切な方の命，健康を守ることにつながります。今後も慎重な行動を取るよう，引き続きよろしくお願いいたします。

以 上